

(11) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県産業成長応援条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和3年11月17日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県産業成長応援条例の一部を改正する条例

鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ

れ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 対象事業 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第9項に規定する経営革新のために資金を支出する事業又は工場若しくは事業所その他の施設若しくは設備（以下「工場等」という。）の新設若しくは増設その他営利の目的をもって資金を支出する事業のうち、知事が別に定める事業をいう。

(3)～(9) 略

(10) 認定経営力向上計画 中小企業等経営強化法第17条第1項に規定する経営力向上計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。

(11) 略

(12) 承認経営革新計画 中小企業等経営強化法第14条第1項に規定する経営革新計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。

れ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 対象事業 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第7項に規定する経営革新のために資金を支出する事業又は工場若しくは事業所その他の施設若しくは設備（以下「工場等」という。）の新設若しくは増設その他営利の目的をもって資金を支出する事業のうち、知事が別に定める事業をいう。

(3)～(9) 略

(10) 認定経営力向上計画 中小企業等経営強化法第13条第1項に規定する経営力向上計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。

(11) 略

(12) 承認経営革新計画 中小企業等経営強化法第8条第1項に規定する経営革新計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。